

2023年10月3日号

事務所移転

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。

桑原事務所の情報セキュリティ担当の真鍋です。

今年は残暑が厳しい日が続きましたが、秋の気配も次第に濃くなり、朝晩は過ごしやすい季節となつてまいりました。

さて、先月猛暑の中、弊所もついに新事務所へ引越しを致しました。

1週間前より引越しの計画を立て、書類整理の各担当・備品等の運搬担当・新事務への配置など細かく決めておりましたが、引っ越し当日はやはり計画通りとはいかず、什器の組立に時間がかかったり、書類棚の配置を変更したりと手間がかかってしまいました。

事務所を移転すると、各機関への届出やクライアント先へのお知らせが必要になりますが、情報セキュリティの面でもやらなければならないことがあります。

今号では ISMS 認証を取得した企業が対応しなければならない事をご案内します。

① 「認証範囲」を新事務所の住所に変更

たとえばリスクアセスメント規程など、書類で適用範囲を定義した箇所を新住所に合わせて改定する必要があります。

② フロア図やネットワーク図の作成

情報セキュリティにおいては、適用範囲となる場所を定めるためにフロア図やネットワーク図を作成することが求められます。

・机・パソコン(従業員の作業する場所)、プリンター機器、書籍、書類棚、パーテーションで仕切られた作業場など境界を明確にしてレイアウト図に示すようにします。

・全体像を把握するために、ネットワーク機器やインターネットの繋がりを図で表します。これにより、ネットワークの障害の原因調査と復旧を行う過程で、障害発生個所と障害により受けるポイントをすばやく把握でき、セキュリティ対策としても重要な役割をしめすことができるようになります。

③ 情報資産の洗い出し

旧事務所で廃棄となったものや、新たに購入した機器を情報資産の管理範囲から削除・追加します。マ

イナンバー等の書類の保管場所、情報を管理しているクラウドなど情報の保管場所が変わりますので、これらも最新の情報に更新しなければなりません。

④ リスクアセスメントの再実施

情報を保管する場所や仕様が変わるため、あらためてリスクアセスメントを実施する必要があります。弊所の例では、扉がオートロック仕様となったため、たとえばカードキーを紛失した状況を想定した対応などを検討することになります。

最後に、新事務所の物理的セキュリティを全体的に確認するために、内部監査を実施する必要があります。

以上、今回は移転に伴ってやるべき事項をご案内させていただきました。

私どもにおいても、今回の引越し作業で改めて気付かされた事も多くありました。これらの気づきも今後のセキュリティ対策に役立てるように努めていく所存です。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。
よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井 1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net
